

特定非営利活動法人100年脳・健康づくり推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人100年脳・健康づくり推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、認知症予防及び健康寿命の延伸に取り組む市民、高齢者及びその家族、地域社会並びに行政・医療・研究機関・企業に対して、多因子介入による認知症予防の普及促進並びに関係機関の連携を推進する事業を行い、誰もが生涯にわたり健やかに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業
- (2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業
- (3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業
- (4) 異業種間の協創事業創出支援
- (5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業
- (6) コグニケア活用による調査研究支援事業
- (7) コグニケア指導者等の人材育成事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

2 正会員は、総会において議決権を有する。賛助会員は、総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的を記載した書面より招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	古和	久朋
副理事長	吉本	雅彦
理事	秋末	敏宏
理事	石田	達郎
理事	大西	祥男
理事	木戸	良明
理事	近藤	徳彦
理事	杉村	和朗
理事	富田	泰輔
理事	土田	泰広
理事	三村	将
理事	安田	尚史
監事	野村	政市

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金	個人	0円	団体	0円
② 年会費 1口	個人	10,000円	団体	100,000円 (1口以上)

(2) 賛助会員

① 入会金	個人	0円	団体	0円
② 年会費 1口	個人	10,000円	団体	100,000円 (1口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 100 年脳・健康づくり推進機構

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	こわ ひさとも		無
	古和 久朋		
副理事長	よしもと まさひこ		無
	吉本 雅彦		
理事	あきすえ としひろ		無
	秋末 敏宏		
理事	いしだ たつろう		無
	石田 達郎		
理事	おおにし よしお		無
	大西 祥男		
理事	きど よしあき		無
	木戸 良明		
理事	こんどう なりひこ		無
	近藤 徳彦		
理事	すぎむら かずろう		無
	杉村 和朗		
理事	とみだ たいすけ		無
	富田 泰輔		
理事	つちだ やすひろ		無
	土田 泰広		
理事	みむら まさる		無
	三村 将		
理事	やすだ ひさふみ		無
	安田 尚史		
監事	のむら まさいち		無
	野村 政市		

設立趣旨書

1 趣旨

2025年、団塊の世代がすべて後期高齢者となり、日本は超高齢社会を迎えました。こうした中で、認知症は本人や家族の生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、医療・介護制度に多大な負荷を与える深刻な社会課題となっています。厚生労働省の推計によれば、2040年には認知症患者数が約584万人、軽度認知障害（MCI）者数が約613万人に達すると予測されています。政府は「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しており、2024年1月に施行された「認知症基本法」においても、予防や研究開発、産業促進が重要な柱として位置付けられています。

そのような中で、神戸大学では2018年に認知症予防プロジェクトを立ち上げ、本学独自の予防プログラム「コグニケア」を開始しました。そして2019年からの実証研究を通じて、運動・認知トレーニング・栄養・生活習慣病管理を組み合わせた多因子介入により、高齢者の認知機能が向上することを国内で初めて証明しました。「コグニケア」は、すでに多くの自治体や施設で導入実績を積み重ね、高い評価を得ています。今後は、これらの実績を共創基盤とし、学術的なエビデンスを社会実装へとつなげる専門組織として本法人を設立します。具体的には、プログラムの普及促進、企業や自治体との共同プロジェクトの運営、最新知見の発信、異業種間の協創プラットフォームの提供などを行ってまいります。

今回、法人として申請するに至ったのは、これまで神戸大学を拠点に実践してきた認知症予防及び健康寿命の延伸活動事業を、さらに市民、高齢者及びその家族、地域社会並びに行政・医療・研究機関・企業に定着させ、継続的に推進していくこと等の観点から、社会的にも求められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利が目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると判断しました。

法人化することによって、行政・医療・地域・企業を結び、日本の認知症対策を新たなステージへと引き上げることを目指します。すなわち、最新の研究成果を迅速に社会実装し、認知症予防プログラムを全国展開することで、高齢者のQOL（生活の質）の向上と持続可能な地域社会の実現に寄与できます。さらには、課題先進国である日本発の認知症対策として、アジアを含む海外諸国への展開にも取り組み、国際的な社会貢献を果たしていく展望を持っています。

2 申請に至るまでの経過

- 2018年4月：神戸大学独自の認知症予防プログラム「コグニケア」を開始。
- 2019年7月：認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業に採択。医学部保健学科に「認知症予防推進センター」を開設。

- 2020年10月：コロナ禍に対応し、ライブ配信型プログラム「eコグニケア」を開始。
- 2024年10月：上記実証基盤整備事業により、多因子介入が高齢者の認知機能維持管理に効果があることを証明し、日本初の研究成果として発表。
- 2025年12月：「コグニケア」受講者数が1,000人を突破。兵庫県芦屋市と「包括連携協定」を締結。
- 2026年4月：「コグニケア」受講者数が1,500人を突破。東京都内への進出など、事業の更なる全国展開を見据え、特定非営利活動法人設立の準備に着手。
- 2026年6月：会員間で特定非営利活動法人化の意思確認。
- 2026年7月：特定非営利活動法人 100年脳・健康づくり推進機構 設立総会開催。

令和8年7月27日

特定非営利活動法人100年脳・健康づくり推進機構
設立代表者

氏名 古和久朋

2026 年度 事業計画書

(成立の日 ～ 2027 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 100 年脳・健康づくり推進機構

1. 基本方針

当法人は、神戸大学が多因子介入による認知症予防の実証研究で得た成果を社会実装すべく、認知症予防プログラム「コグニケア」の普及促進と、行政・医療・地域・企業を結ぶハブ機能の発揮を目的として設立された。なお、認知症予防プログラム「コグニケア」の運営（定款第 5 条第 1 項 (5)）は、2026 年度、2027 年度の 2 事業年度は神戸大学社会実装部門が引き続き担当し、当法人は運営体制の準備を行う。

2026 年度は、成立の日（2026 年 10 月を想定）から 2027 年 3 月までの約 6 ヶ月間の活動期間となる。当面の 2 年間は、神戸大学の社会実装部門がコグニケア運営に注力していることを踏まえ、研究部門の協力を得ながら、無理のない範囲で着実に実施できる事業に絞った「スモールスタート」とする。

本年度は、定款第 5 条第 1 項に定める事業のうち、(1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業、(2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業、(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業、(4) 異業種間の協創事業創出支援を中心に立ち上げ、(5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業、(6) コグニケア活用による調査研究支援事業、(7) コグニケア指導者等の人材育成事業は神戸大学との連携のもと準備・小規模実施とする。普及啓発セミナーは製菓企業や市町との共催、自治体連携は神戸市の認知症施策会議への参画を通じて、過大な負担なく実施する。なお、コグニケアの運営は 2028 年 4 月（第 3 事業年度）に神戸大学から当法人へ事業承継する予定である。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
(1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業	一般市民向けセミナーの企画・開催（製菓企業・市町との共催）	2026 年 11 月～ 2027 年 3 月（年 2 回）	神戸市内・オンラ イン	一般市民・シ ニア層（延べ 約 200 名）	-
(2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業	自治体との連携協議（神戸市の認知症施策会議への参画等）	通年	神戸市ほか	自治体高齢者 部門	-
(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業	情報誌の発行準備（セミナー・コグニケア取材記事の編集）	通年（準備）	外部協力（ライター・KANDO 社等）	会員・自治 体・賛助企業	-
(4) 異業種間の協創事業創出支援	賛助会員企業向けシンポジウムの開催準備	通年（準備）	神戸大学・神戸市 内	賛助会員企 業・関係者 （約 20 社）	-
(5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業	【神戸大学と連携・準備】 将来（2028 年 4 月を予定） の事業承継に向けた運営体 制の検討	通年（準備）	神戸大学	現利用者は神 戸大学が継続 運営（当法人 は準備段階の ため対象者なし）	-
(6) コグニケア活用による調査研究支援事業	神戸大学のコグニケア関連 研究への協力・データ連携 の検討	通年	神戸大学医学系研 究科	研究者	-
(7) コグニケア指導者等の人材育成事業	【準備】コグニケア指導者 育成の枠組み検討	通年（準備）	神戸大学	（準備のため 当年度の対象 者なし）	-

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 2027 年 6 月
- ② 理事会 年 2 回

(2) 事務局体制

事務局長：吉本 雅彦副理事長が兼務

非常勤職員：1 名程度（氏名未定、賛助金を活用して雇用）

神戸大学からの協力：研究部門の協力を得て事業を運営（大学雇用者による兼務を含む）

外部委託：税理士（事務局スタッフではなく外部委託先）、情報誌制作（ライター・KANDO 社等）

2027 年度 事業計画書

(2027 年 4 月 1 日 ~ 2028 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 100 年脳・健康づくり推進機構

1. 基本方針

当法人 2 年度目となる本年度も、引き続きスモールスタートの方針を維持し、2026 年度に立ち上げた事業を通年で着実に実施する。神戸大学の社会実装部門・研究部門との連携を深めながら、無理のない範囲で活動の定着を図る。

本年度は、(1) 普及啓発事業（一般市民向けセミナー年 2 回・製薬企業等との共催）、(2) 連携事業（自治体連携協議）、(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業（情報誌の年 4 回発行）、(4) 異業種間の協創事業創出支援（賛助会員企業向けシンポジウム年 1 回）を中心に運営する。本年度より、情報誌の有料頒布（①研究先端情報誌 年 1 回、②受講者・消費者向け 年 4 回）及びシンポジウム（懇親会含む）の有料開催を開始し、事業収益の確保を図る。(5) ~ (7) は引き続き神戸大学と連携した準備・小規模実施とし、将来の本格展開に向けた基盤づくりを進める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
(1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業	一般市民向けセミナーの企画・開催（製薬企業・市町との共催）	通年（年 2 回）	神戸市内・オンライン	一般市民・シニア層 約 300 名	-
(2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業	自治体との連携協議（神戸市の認知症施策会議への参画等）	通年	神戸市ほか	自治体高齢者部門	-
(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業	情報誌の発行・販売（①研究先端情報誌 年 1 回、②受講者・消費者向け 年 4 回）	通年（①年 1 回・②3, 6, 9, 12 月の年 4 回）	外部協力（ライター・KANDO 社等）	会員・自治体・賛助企業	650
(4) 異業種間の協創事業創出支援	賛助会員企業向けシンポジウム（懇親会含む）の企画・運営	年 1 回	神戸大学・神戸市内	賛助会員企業・関係者（約 20 社）	1, 000
(5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業	【神戸大学と連携・準備】将来の事業承継に向けた運営体制の検討	通年（準備）	神戸大学	現利用者は神戸大学が継続運営（当法人は準備段階のため対象者なし）	-
(6) コグニケア活用による調査研究支援事業	神戸大学のコグニケア関連研究への協力・データ連携	通年	神戸大学医学系研究科	研究者	-
(7) コグニケア指導者等の人材育成事業	【準備】コグニケア指導者育成の枠組み検討	通年（準備）	神戸大学	（準備のため当年度の対象者なし）	-

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 2028 年 6 月
- ② 理事会 年 2 回

(2) 事務局体制

事務局長：吉本 雅彦副理事長が兼務

非常勤職員：1 名程度（氏名未定、賛助金を活用して雇用）

神戸大学からの協力：研究部門の協力を得て事業を運営（大学雇用者による兼務を含む）

外部委託：税理士（事務局スタッフではなく外部委託先）、情報誌制作（ライター・KANDO 社等）

特定非営利活動法人100年脳・健康づくり推進機構

2026年度活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	10,000,000	10,150,000	
2. 受取寄付金			
一般寄附金	0	0	
3. 事業収益			
(1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業	0		
(2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業			
(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業	0		
(4) 異業種間の協創事業創出支援	0		
(5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業	0		
(6) コグニケア活用による調査研究支援事業	0		
(7) コグニケア指導者等の人材育成事業	0	0	
4. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	0	1,000	
経常収益計			10,151,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,000,000		
法定福利費	150,000		
人件費計	1,150,000		
(2) その他経費			
講師謝金	200,000		
諸謝金	100,000		
印刷費	300,000		
会場費	100,000		
通信運搬費	50,000		
業務委託費	300,000		
消耗品費	50,000		
旅費交通費	50,000		
会議費	0		
その他経費計	1,150,000		
事業費計		2,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	500,000		
法定福利費	75,000		
人件費計	575,000		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
通信費	30,000		
旅費交通費	30,000		
会議費	30,000		
租税公課	20,000		
外部委託費	200,000		
雑費	30,000		
その他経費計	370,000		
管理費計		945,000	
経常費用計			3,245,000
当期正味財産増減額			6,906,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			6,906,000

特定非営利活動法人100年脳・健康づくり推進機構

2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	10,000,000	10,200,000	
2. 受取寄付金			
一般寄附金	0	0	
3. 事業収益			
(1) 認知症予防・健康寿命延伸に関する普及啓発事業	0		
(2) 行政・医療・地域・企業を結ぶ連携事業	0		
(3) 認知症予防・健康寿命延伸に関する教材および広報に関する事業	650,000		
(4) 異業種間の協創事業創出支援	1,000,000		
(5) 認知症予防プログラム「コグニケア」の運営事業	0		
(6) コグニケア活用による調査研究支援事業	0		
(7) コグニケア指導者等の人材育成事業	0	1,650,000	
4. その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	50,000	52,000	
経常収益計			11,902,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	2,400,000		
法定福利費	360,000		
人件費計	2,760,000		
(2) その他経費			
講師謝金	400,000		
諸謝金	200,000		
印刷費	600,000		
会場費	200,000		
通信運搬費	100,000		
業務委託費	600,000		
消耗品費	100,000		
旅費交通費	100,000		
会議費	500,000		
その他経費計	2,800,000		
事業費計		5,560,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	1,380,000		
(2) その他経費			
消耗品費	60,000		
通信費	60,000		
旅費交通費	60,000		
会議費	80,000		
租税公課	40,000		
外部委託費	300,000		
雑費	50,000		
その他経費計	650,000		
管理費計		2,030,000	
経常費用計			7,590,000
税引前当期正味財産増減額			4,312,000
法人税、住民税及び事業税			72,000
当期正味財産増減額			4,240,000
前期繰越正味財産額			6,906,000
次期繰越正味財産額			11,146,000